

基本目標7 安心・安全な暮らしの充実

■ 1 現状と今後の状況、課題

施策の方向1 高齢者の住まいの安定確保に向けた支援

現状 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：1,505人／2,083戸【一】 住宅改修（介護保険制度）：給付実績 1,134件／91,640千円 【1,283件／113,052千円】 住まい探し相談会を年1回実施
実態調査 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 住まいの所有形態 持家（一戸建て）35.7%【44.9%】、持家（集合住宅）33.6%【29.2%】 住まいでの困りごと 1位「住宅が古い」17.7%【一】 2位「耐震対策ができていない」15.6%【17.2%】 3位「段差が多い」12.5%【13.3%】（認定者は21.6%【25.2%】） 高齢者保健福祉について充実を望む施策 6位「高齢者向け住宅の整備」22.5%【21.3%】
課題	<ul style="list-style-type: none"> 住まいに関する情報発信の推進が必要 サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームへの立入検査、集団指導の円滑な実施

施策の方向2 バリアフリー化の推進

現状 2019年度	特定経路等のバリアフリー化整備率 57.0%【50.9%】
実態調査 2019年度	高齢者保健福祉について充実を望む施策 7位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」20.3%【26.8%】
課題	バリアフリー化に向けたまちづくりが必要

施策の方向3 防災・防犯の取組の充実

現状 2019年度	<ul style="list-style-type: none"> 防災用資機材給付団体（自主防災組織）：団体数 283団体【263団体】 *災害時要援護者支援事業（行政集約・手上げ・同意方式） ：協定締結団体数 9団体【29団体（手上げ・同意方式）】 *福祉避難所：指定済み施設数 29施設【28施設】 自主防犯活動：登録数 23団体【33団体】 *特殊詐欺：被害件数 97件【76件】 												
実態調査 2019年度	<table border="1"> <tr> <td>・住宅用火災警報器の設置率</td> <td>73.0%【73.3%】</td> </tr> <tr> <td>・災害に備えた対策 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」</td> <td>62.2%【54.9%】</td> </tr> <tr> <td>2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」</td> <td>45.2%【38.2%】</td> </tr> <tr> <td>3位「近くの学校や公園など、避難する場所を決めている」</td> <td>38.2%【39.6%】</td> </tr> <tr> <td>6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」</td> <td>25.0%【20.5%】</td> </tr> <tr> <td>・特殊詐欺だと思われる電話 「かかってきたことがある」</td> <td>16.3%【22.4%】</td> </tr> </table>	・住宅用火災警報器の設置率	73.0%【73.3%】	・災害に備えた対策 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」	62.2%【54.9%】	2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」	45.2%【38.2%】	3位「近くの学校や公園など、避難する場所を決めている」	38.2%【39.6%】	6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」	25.0%【20.5%】	・特殊詐欺だと思われる電話 「かかってきたことがある」	16.3%【22.4%】
・住宅用火災警報器の設置率	73.0%【73.3%】												
・災害に備えた対策 1位「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」	62.2%【54.9%】												
2位「食料や飲料水、日用品などを準備している」	45.2%【38.2%】												
3位「近くの学校や公園など、避難する場所を決めている」	38.2%【39.6%】												
6位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」	25.0%【20.5%】												
・特殊詐欺だと思われる電話 「かかってきたことがある」	16.3%【22.4%】												
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災・防犯力の向上 さまざまな手段を活用した柔軟な情報発信の実施 消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防止するための市民啓発や注意喚起の強化 												

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための住まいの安定確保に向け支援します。また、防災・防犯に備えるため、地域ぐるみでの取組を進めるとともに、高齢者福祉施設等における取組の支援を行います。

施策の方向1 高齢者の住まいの安定確保に向けた支援

高齢者が、住み慣れた家で暮らし続けられるよう、住まいの改修を支援します。また、所得や介護の必要性に応じ、適切な住まいを自身で選べるよう、情報提供や相談支援を行います。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供		高齢福祉室・障がい福祉室 開発審査室	住宅政策室
(2)高齢者向け住まいの情報提供と相談の実施	★	住宅政策室・高齢福祉室 生活福祉室・障がい福祉室	—
(3)高齢者向け住まいの質の確保		住宅政策室・福祉指導監査室	—
(4)高齢者向け住まいの供給		住宅政策室・高齢福祉室	—
(5)*高齢者向けウェルネス住宅における取組の充実		健康まちづくり室	—

施策の方向2 バリアフリー化の推進

高齢者をはじめ、すべての人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを進めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)バリアフリー化の推進		総務交通室・道路室	—

施策の方向3 防災・防犯の取組の充実

災害時の安全対策として、自主防災組織等の地域の防災力の向上と、要援護者支援のための取組を進めます。消費者被害や特殊詐欺被害から市民を守るために啓発を進めるとともに、高齢者福祉施設等における防災・防犯の取組を推進します。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)地域における防災力向上の推進		危機管理室・福祉総務室	—
(2)減災に向けた取組の推進		危機管理室・高齢福祉室 総務予防室	—
(3)地域における防犯力向上の推進		危機管理室	—
(4)消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の充実	★	市民総務室	危機管理室 高齢福祉室
(5)高齢者福祉施設等における防災・防犯・感染症対策への支援	★	危機管理室・高齢福祉室 福祉指導監査室	—

施策の方向1 高齢者の住まいの安定確保に向けた支援

(1) 住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供

- 住み慣れた家で暮らし続けられるよう、住宅改修（介護保険制度）や福祉用具の貸与・販売（介護保険制度）、高齢者の住まいのバリアフリー等に関する相談を実施するとともに、耐震診断・設計・改修の補助制度などの周知に努めます。
- 高齢の障がい者に対し、スムーズな住宅改造の支援が行えるよう、相談支援事業所等、関係機関への制度周知に努めます。

住宅改修【介護保険制度】	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に費用の一部を支給します。
福祉用具貸与・福祉用具販売【介護保険制度】	日常生活の自立を助けるために適切な福祉用具のレンタル・購入を行った際に費用の一部を支給します。
耐震診断・設計・改修の補助制度（開発審査室）	新耐震基準が施行された1981年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅を対象に、耐震化にかかる費用の一部を補助します。
重度障害者住宅改造助成事業（高齢福祉室、障がい福祉室）	65歳以上の重度障がい者の居住する住宅で、日常生活に支障をきたしている部分を、障がいによる心身の状況に応じて住宅を改造する場合に工事費用の助成を行います。

(2) 高齢者向け住まいの情報提供と相談の実施

重点取組

- 高齢者等の住宅の確保に特に配慮を要する方と不動産業者をつなぐための住まい探し相談会を大阪府と連携しながら実施するとともに周知に努めます。
- 高齢者の所得や介護の必要性に応じ、適切な住まいの情報提供ができるよう、Osaka anshin住まい推進協議会（居住支援協議会）作成の「住まい探しの相談窓口ハンドブック／住まいの頼れるナビゲートブック」を活用するとともに、情報の集約を行い、分かりやすい資料を作成します。
- Osaka anshin住まい推進協議会（居住支援協議会）が運営する「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において、入居しやすい民間賃貸住宅や居住支援活動を行なう団体の情報等を一元的に提供しています。また、一般社団法人高齢者住宅推進機構が運営する「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」では、サービス付き高齢者向け住宅の詳細情報を提供しています。これらのシステムも活用しながら、高齢者の住まいに関する相談に対し適切に支援します。
- 生活面に困難を抱える高齢者や社会的に孤立する高齢者等、さまざまな生活課題を抱える高齢者に対して住まいの確保に関する相談を行います。

(3) 高齢者向け住まいの質の確保

- 高齢者向け住まいのうち、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、関係部署間で連携を図りながら、立入検査や集団指導を通じ、提供されるサービスの質の確保を行います。

(4) 高齢者向け住まいの供給

- 高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮したシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）を、現在の戸数の範囲内で供給します。また、居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事支援等を行う生活援助員を派遣することで、入居者のニーズや生活状況に応じた生活援助に取り組みます。
- 民間住宅市場において最低居住水準の住宅を自力で確保することが難しい世帯へのセーフティネット機能の核として、市営住宅の供給を行います。市営住宅の建替えに際しては、車いす常用者世帯向け住宅を供給するとともに、加齢や病気等による身体機能の制限の状況に応じて、低層階やエレベーター停止階への住み替え等により、安定した居住継続を支援します。
- 高齢者や障がい者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、借上型市営住宅等への優先入居をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の確保について、住宅マスタープランに基づき促進します。